

2023 年 6 月 30 日制定

作成者：
株式会社 eClear
みずほ信託銀行株式会社

併存的債務引受の条件及び内容

本書は、給電者及び受電者たる株式会社 eClear（以下「eClear」という。）の間に、本書に記載の併存的債務引受を利用する形で、「本件電力受給個別契約（末尾に定義される意味による。以下同じ。）」を締結した場合に適用されるものとし、この場合、給電者は、下記 2. の各事項全てにつき承したものとされ、「本件債務引受（以下に定義する。）」が有効になるものとする（かかる承諾が得られた本件電力受給個別契約を、以下「対象本件電力受給個別契約」という。）。

本書面において、「本件債務引受」とは、委託者としての「eClear」と受託者としてのみずほ信託銀行株式会社（以下「MHTB」という。）の間に締結された 2023 年 6 月 30 日付電力料金分別管理信託契約（契約番号：230048）（その後の変更を含み、以下「本件信託契約」という。）に従い、「eClear」が給電者に対して負う下記 1. の支払債務（以下「主債務」という。）について、本書記載の条件及び内容により、「本件信託契約」の受託者としての「MHTB」が行う併存的な債務引受を意味する。

1. 「主債務」（併存的債務引受の対象となる債務）

「対象本件電力受給個別契約」に基づき、「eClear」が給電者に対して負う電力料金債務（延滞料金債務を含む。）

2. 本件債務引受の条件及び内容

- ① 本書記載の条件及び内容により、「本件信託契約」の受託者としての「MHTB」が、「本件債務引受」を行う。
- ② 「MHTB」が「本件債務引受」に基づき負担する債務（以下「本件引受債務」という。）の履行は、「本件信託契約」に基づく信託財産（但し、(i)「本件電力受給個別契約」に基づき「eClear」が調達した電力の売電先（以下「本件売電先」という。）に対して、「eClear」が当該電力を売電したことにより取得する電力料金債権（延滞料金債権を含む。）その他の一切の請求権及びその回収金（但し、「MHTB」が当該請求権又はその回収金を保有している場合に限る。）、(ii) 当該電力料金債権（延滞料金債権を含みます。）の当該売電先による不履行に関して付された保険に係る保険金請求権その他の一切の請求権及びその回収金（但

し、「MHTB」が当該保険金請求権その他の一切の請求権又はその回収金を保有している場合に限る。）、並びに(iii)本件引受債務に充当すべきとして、「eClear」が別途「MHTB」に対して信託した金銭（もしあれば）に限る。以下(i)乃至(iii)を総称して「関連責任財産」という。）のみを限度とすること。なお、関連責任財産の全てが換価・分配されたにも拘わらず、本件引受債務に係る債権について満足を受けない部分が存在する場合、かかる部分について、給電者は「MHTB」に対する請求権を喪失するものとする。また、給電者は、「MHTB」の固有財産及び「本件信託契約」に基づく信託以外の他の信託財産について、差押、仮差押その他の保全処分、強制執行手続の申立てを行わないものとし、くわえて、「本件信託契約」に基づく信託財産について倒産手続等の開始申立てを行わないものとする。

- ③ 「MHTB」による「本件引受債務」の履行のための送金が不能となる事由（給電者に起因する場合、「eClear」による給電者の電力料金受領口座の指定に誤りがあった場合を含むが、これらに限られない。但し「MHTB」の故意又は重過失に起因する送金不能は除く。）が発生した場合には、当該債務は「eClear」から履行するものとし、「MHTB」は再度送金を行う義務を負わない。この場合、「MHTB」は、「eClear」へ当該信託財産を交付することで「本件引受債務」は消滅する。
- ④ 「MHTB」は、「主債務」の金額と給電者への送金金額の一致を確認することについて、「eClear」に協力する（但し、義務ではない。）が、給電者への送金は「eClear」又は受益者代理人の指図その他所定の手続に従って行えば足り、給電者への送金がない又は送金額が「主債務」の額に不足する場合でも、「eClear」又は受益者代理人の指図その他所定の手続に従っている限り、「MHTB」は貴社に生じた損害等について責任を負わないこと。
- ⑤ 「MHTB」は、「本件信託契約」における受益者代理人からの通知により「eClear」の「破産手続等」（末尾に定義される意味による。）の申立てを認識した場合、当該受益者代理人の指図に従い「本件質権」（末尾に定義される意味による。）を実行する。「MHTB」はかかる状況において、「本件質権」が実行されるよう、受益者代理人に最大限協力する（但し、義務ではない。）が、当該通知若しくは指図がなかったことにより又は当該受益者代理人の指図により「本件質権」の実行ができない場合（「本件質権」について別除権が認められない場合を含むが、これに限らない。）、「MHTB」は給電者に生じた損害等について一切の責任を負わない。
- ⑥ 給電者が「反社会的勢力」（末尾に定義される意味による。）に該当したと「MHTB」が判断した場合、又は給電者が自ら若しくは第三者を利用して「反社会的行為」（末尾に定義される意味による。）を行ったと「MHTB」が判断している場合、「MHTB」は「本件債務引受」の履行を行うことを要しない。

- ⑦ 「本件債務引受」に起因又は関連して給電者に損害が生じたとしても、「MHTB」に故意又は重過失がある場合を除き、「MHTB」は一切責任を負わず、給電者及び「eClear」の間で解決する。
- ⑧ 「eClear」及び「MHTB」間の「本件信託契約」が何らかの理由で終了した場合、給電者は、「関連責任財産」を限度とする「本件引受債務」の履行と引き換えに、「本件引受債務」につき「本件信託契約」に基づく信託財産及び「MHTB」を免除し、当該信託財産及び「MHTB」に対し今後何らの請求を行わない。但し、「MHTB」は当該信託財産の取扱いに関し給電者が必要とする情報提供に最大限協力する（但し、義務ではない。）。
- ⑨ 給電者が「主債務」に係る債権を譲渡その他処分した場合には、「MHTB」の「本件引受債務」は当然に消滅し、当該処分以後、「MHTB」は「本件引受債務」を履行する責任を負わない。

以 上

別紙

- (1) 「私的整理手続」とは、私的整理に関するガイドラインに基づく手続、産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号、その後の改正を含む。）第 2 条第 21 項に定義される特定認証紛争解決手続その他私的整理に関する手続をいう。
- (2) 「破産手続等」とは、「eClear」又は「本件売電先」について、支払の停止又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これに類似する法的整理又は私的整理手続の申立があった場合をいう。
- (3) 「反社会的行為」とは、次の①から⑤に掲げる行為をいう。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて他人の信用を毀損し、又は他人の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前①から④までに準ずる行為
- (4) 「反社会的勢力」とは、次の①から⑧に掲げる者をいう。
 - ① 暴力団
 - ② 暴力団員
 - ③ 暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者
 - ④ 暴力団準構成員
 - ⑤ 暴力団関係企業
 - ⑥ 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
 - ⑦ 前①から⑥に掲げる者（以下、「暴力団員等」という。）の共生者（暴力団員等が経営を支配し、又は経営に実質的に関与する関係を有すると認められる者、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者、暴力団員等であることを知って資金を提供し、又は便宜を供与する等の関係を有する者、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者）
 - ⑧ その他前①から⑦までに準ずる者
- (5) 「本件質権」とは、「eClear」と「MHTB」間で締結された 2023 年 3 月 31 日付電力料金債権根質権設定契約書（その後の変更を含む。）及び保険金債権根質権設定契約書（その後の変更を含む。）に基づく根質権を総称していう。
- (6) 「本件電力受給個別契約」とは、「eClear」制定の eClear 電力受給基本条件 Version2.0（「eClear」が公表するその後のバージョンを含む。）に従う電力受給個別契約をいう。